

「学長裁量経費：科学研究費等獲得インセンティブ経費」取扱要領

(平成27年7月9日制定)

(趣旨)

第1条 本学では、科学研究費獲得に向け応募を推進するため、「学長裁量経費：科学研究費等獲得インセンティブ経費」により、教員が申請する研究計画に対し助成を行う。

(助成対象)

第2条 この助成経費の申請対象者は、本学の専任教員とする。ただし、応募時に科学研究費に採択されている教員は対象外とする。

(選考及び助成額)

第3条 教員から助成申請された研究計画を審査し、助成対象として採択する。応募については1人1件とする。研究1件当りの助成金額は、20万円程度とする。

2 申請された研究計画の審査は、企画戦略会議により行う。必要に応じて学長が関連分野の研究者に諮問を求める。

3 審査は以下の5項目について各6点満点で行う。また、採点の他、各項目に関してコメントを付記することができる。

(1) 研究目的の明確さ(研究目的が明確に説明されているか)

(2) 研究の貢献度(特色ある研究、沖縄北部の地域振興・活性化等に貢献できるか)

(3) 研究計画の妥当性(実現可能な研究計画が適正に立てられているか)

(4) 予算の適正性(目的の達成に向けた適正な用途か)

(5) 将来における科学研究費獲得計画(科学研究費獲得につながる研究か)

4 各研究計画について、各項目への各採点者による採点のうち最高点と最低点を除外したもののから項目ごとの平均得点を算出し、それらを合計する。この合計得点の最も高い研究計画から順に採択する。採択者数に基づき翌年度の助成費予算を立案する。

(助成金の執行)

第4条 研究計画が採択された教員は、原則として助成年度の9月末日までに助成金額の20%以上を支出しなければならない。

(研究の成果報告)

第5条 助成を受けた研究による成果については、科学研究費申請書等の写しを学長に提出しなければならない。

(申請者の重複)

第6条 一教員が同一年度に一般研究の研究代表者及び共同研究者となることはできない。

(改廃)

第7条 この要領の改廃は、企画戦略会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この要領は、平成27年7月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月17日から施行し、令和元年4月1日から適用する。